

掛川市教育委員会規則第5号

掛川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月27日

掛川市教育委員会委員長

掛川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条の見出しを「（委任）」に改め、同条第1号中「第26条第2項各号」を「第25条第2項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 教育長は、前項に規定する委任事項の管理及び執行の状況を教育委員会定例会（掛川市教育委員会会議規則（平成17年掛川市教育委員会規則第4号）第3条第1項の定例会をいう。）に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

